

作成：令和元年6月1日
改定：令和4年6月14日

安全データシート（SDS）

1. 製品及び会社情報

製品名：35% 過酸化水素
会社名：株式会社土田商店
住所：諏訪郡下諏訪町 242-1
代表者：土田耕嗣
電話番号：0266-28-3232
FAX：0266-28-3235
整理番号：
緊急連絡先：諏訪化成センター
担当者：五味 国博
電話番号：0266-73-2500

2. 組成、成分情報

単一製品・混合製品の区別：単一製品
化学名：過酸化水素水溶液
成分及び含有量：35%
化学式又は構造式： H_2O_2
官報公示整理番号：化審法(1)-419
CAS No：7722-84-1
EINECS NO：231-765-0
国連分類：クラス5.1 酸化性物質
国連番号：2014

3. 危険有害性の要約

GHS 分類：
酸化性液体：区分 1
皮膚腐食性/皮膚刺激性：区分 1A
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性：区分 1
急性毒性：経口：区分 4
急性毒性：経皮：区分 5
急性毒性：吸入：区分 4
生殖毒性：区分 2
特定標的臓器/全身毒性（単回暴露）：区分 1（呼吸器、中枢神経系）
特定標的臓器/全身毒性（反復暴露）：区分 1（肺）
特定標的臓器/全身毒性（反復暴露）：区分 2（血液）
水生環境有害性 短期（急性）：区分 2

GHS ラベル要素：



危険

危険有害性情報：	<p>火災または爆発のおそれ；強酸化性物質 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 重篤な眼の損傷 飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害のおそれ 吸入すると有害 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い 臓器の障害（呼吸器、中枢神経系） 長期又は反復暴露による臓器の障害（肺） 長期又は反復暴露による臓器の障害のおそれ（血液） 水生生物に毒性 上記で記載がない危険有害性は分類対象外または分類できない。</p>
分類の名称 危険性	<p>：急性毒性物質、酸化性物質 ：35%の過酸化水素自体は爆発しないが、有機物と混合すると、爆発組成物を生成することがある。 異物が混入すると過酸化水素の分解が促進され、酸素ガス及び熱が発生することがある。 特に重金属及びその塩類、アルカリ、還元性物質等の異物に著しい作用がある。 密閉容器等では破裂することがある。 支燃性がある。</p>
有害性 環境影響	<p>：眼に入ると失明の恐れがあり、皮膚・粘膜に対し刺激性がある。 ：水棲生物に対する毒性がある。</p>
物理的及び化学的危険性	<p>：異物、重金属及びその塩類、アルカリ、還元性物質等により急激な分解を起こす。</p>
特定の危険有害性	<p>：感作性、急性毒性、亜急性毒性、がん原生、変異原生</p>

4. 応急処置

眼に入った場合	<p>：直ちに多量の水を用いて15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける。洗浄が遅れたり不十分だと、眼の障害を生ずる恐れがある。</p>
皮膚に付着した場合	<p>：汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。製品に触れた部分を多量の流水で十分に洗浄する。医師の診察を受ける。</p>
吸入した場合	<p>：直ちに被災者を毛布等に包み、新鮮な空気が得られる場所に移し、医師の診察を受ける。</p>
飲み込んだ場合	<p>：意識が明瞭なときは口を洗わせ、多量の水または牛乳を飲ませ、医師の診察を受ける。意識を失っているときは、何も与えないで医師に任せる。</p>
医師に対する特別注意事項	<p>：特別な解毒剤はない。症状に応じて対症的に治療する。具体的な治療法が明確でないときは、日本中毒情報センターまたは大学病院情報センターへ連絡する。</p>

5. 火災時の措置

<p>消化剤 火災時の特定有害危険性</p>	<p>：一般火災の場合・・・水、粉末、炭酸ガス消火器を使用する。 ：過酸化水素自体は燃焼しないが、分解により発生する酸素ガス</p>
-----------------------------	---

消火方法	<p>が周囲の可燃物の燃焼を助け、火災を激しくするので注意が必要である（支燃性がある）</p> <p>: 消火作業は、風上から行う。</p> <p>注水にあたっては安全な距離を確保し、遮蔽物を利用する。</p> <p>棒状の水を噴射するものは、過酸化水素飛沫を周囲に飛散させる恐れがあるから注意して使用する。霧状の水などを用いる消火器を使用するのがよい。</p> <p>容器周辺の火災の場合には、速やかに容器を安全な場所に移動する。</p> <p>移動不可能な場合は、容器およびその周囲に散水して冷却する。</p>
消火を行う者の保護	<p>: 燃焼ガス中に有毒ガスが含まれている場合があるため、消火作業の際には適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。</p>

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	<p>: 風下の人を避難させる。漏洩した場所の周囲にロープを張るか、または付近に警告を発するなどして人の立入りを禁止する。</p> <p>漏洩した箇所の修理、その他の作業をする場合は、保護眼鏡、保護手袋、長靴、保護衣、安全帽など適切な保護具を着用する。</p> <p>必要に応じて消防機関、保健所、警察署へ通報する。</p>
除去方法	<p>: 安全な場所に導き、濃厚な液が河川等に流れ込まないようにしてから自然分解させ、大量の水で十分希釈し「13. 廃棄上の注意」に従って処分する。</p> <p>回収残分は多量の水で十分希釈して洗い流す。</p>
二次災害の防止策	<p>: 拭き取ったウエス等はそのまま廃棄せず、大量の水で洗った上で廃棄する。漏出液は、決して元の容器に回収してはならない。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

技術的対策 注意事項	<p>: 取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。</p> <p>: 使用場所でみだりに火気を使用しない。</p> <p>一度容器から取り出した過酸化水素は、決して元の容器に戻さない。</p>
取扱い	<p>: 配管により取扱う場合は、過酸化水素を密閉状態としてはならない。</p> <p>使用場所の付近には可燃物、引火物を置かない。</p> <p>作業する場合は、必ず必要な保護具を着用する。</p> <p>過酸化水素の付着した木、紙、布等の可燃物は、水で十分に洗う。</p>
保 管	<p>: 異物が容器に混入しないようにし、保管場所には施錠等をする。</p> <p>容器には通気孔付のふたを使用し（タンクの場合はベント管を設け）、完全密封の状態にしない。</p> <p>可燃物や、過酸化水素の分解を促進する物質と混合貯蔵してはならない。</p> <p>換気の良い場所に保管し、過酸化水素が高温にならないようにする（直射日光を避け、冷暗所に保管することが望ましい）</p>
安全な容器包装材料	<p>: ポリエチレン</p> <p>（取扱い及び保管にあたり、過酸化水素の分解を促進する材質を使用してはならない）</p>

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	: 設定されていない。
許容濃度	: 日本産業衛生学会(2001年度版); 設定されていない。 ACGIH(2001年度版) ; TLV-TWA 1ppm
保護具	: 保護眼鏡(安全ゴーグル)、保護手袋(ゴム手袋)、保護衣(作業衣、作業帽子) 防毒マスク(亜硫酸ガス用)、作業状況に応じて呼吸保護具を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観等	: 無色透明な液体。特有の刺激臭がある。
pH	: 2.2~3.7(20°C)
比重	: 1.13(20/4°C)
沸点	: 108°C
凝固点	: -33.0°C
蒸気圧	: 3.07KPa(23mmHg -30°C)
溶解性	: 水と自由な割合で溶け合う。

10. 安定性及び反応性

安定性	: 異物(重金属、アルカリ、酸化されやすい有機物等)が混入しない限り非常に安定である。
反応性	: 種々の無機化合物を酸化し、有機化合物に対しても酸化作用がある。 白金、銀、銅、鉄、クロム、マンガン等と接触すると、急激に分解して酸素ガス及び熱を発生し、密閉容器では破裂することがある。 分解すると水と酸素ガスになり、98.05KJ/mol-H ₂ O ₂ の熱を発生する。
引火点	: 過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。
発火点	: 過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。
避けるべき条件	: 高温(140°C位になると、沸騰して速やかに分解する)
避けるべき材料	: 白金、銀、銅、鉄、クロム、マンガン等を含有する金属材料、複合資材。
危険有害な分解生成物 その他	: データなし : 情報は得られていない。

11. 有害性情報

急性毒性 局所効果	: 経口 ラット LD ₅₀ ; 1.518mg/kg : 皮膚腐食性……情報は得られていない。 皮膚刺激性……皮膚を刺激性する。 眼刺激性……失明の恐れあり。
感作性	: 情報は得られていないが、長期間皮膚等に接触した場合、白斑を生じる。
慢性毒性・長期毒性 がん原性	: 情報は得られていない。 : マウス(C57BL)にH ₂ O ₂ を含む飲料水を740日間投与。十二指腸

にがんの発生例あり。

12. 環境影響情報

移動性	: データなし
残留性／分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
生態毒性／ 魚毒性	: アイゴ 24時間 LC ₅₀ ; 224mg/L 鯉 48時間 LC ₅₀ ; 42mg/L
その他	: 情報は得られていない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 大量の水で十分に希釈してから、亜硫酸ナトリウム等の還元剤、金属類または過酸化水素分解酵素で徐々に分解させる。排水の排出基準（pH、COD等）に適合していることを確認の上、廃棄する。 過酸化水素が「活性汚泥処理設備」に流されると、微生物（活性汚泥）が死滅したり、その働きが弱まり、処理不能あるいは処理効率が低下することがある。
空の汚染容器	: 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者と契約し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および、関係法規・法令を順守し、適正に処理する。
廃棄作業	: 作業は「8. 暴露防止及び保護措置」の項に記載の保護具を着用して行なう。

14. 輸送上の注意

国際規制	: 航空輸送はIATA及び海上輸送はIMDGの規則に従う。
国連分類	: 5.1 酸化性物質 容器等級2
国連番号	: 2014
国内規制	
陸上輸送	: 消防法……該当しない。 積載方法……車両等によって運搬する場合は、荷送人は運搬人に対し事故時の応急措置を記載した文書を交付する。運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。 混載禁止……1) 可燃性物質 2) 高圧ガス
海上輸送	: 船舶安全法…個品運送（危険物、酸化性物質類）（容器等級2）で規定する容器を使用し、容器表示を行う。 積載方法……旅客船以外の船舶には甲板上積載、旅客船には積載禁止である。 隔離……甲板上積載において、金属粉末、過マンガン酸塩及び可燃物質から6m以上離して積載する。
航空輸送	: 航空法……酸化性物質（等級2） 容器……航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示に規定する容器を使用し、容器表示を行う。 隔離要件……火薬類（隔離区分がSのものは除く）、引火性液体、自然発火性物質、その他の可燃性物質、腐食性物

質と隔離する。

輸送の特定の安全対策及び条件 : 容器は毒物及び劇物の運搬容器に関する基準に従うこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 危険物……酸化性のもの(50kg 以上)
取扱う設備は化学設備に該当し、設置の際には所轄労働基準監督署への届出が必要(法 88 条)
通知対象物質……該当する(第 57 条の2)

毒物劇物取締法 : 劇物に該当する(指定令第2条 19 号)、容器等級2

船舶安全法 : 危規則第2,3条 危険物告示別表第1(酸化性物質類)、容器等級2

航空法 : 施行規則第 194 条 危険物告示別表第1(酸化性物質類)、容器等級2

道路法 : 施行令第 19 条の3(車両の通行の制限)、

輸出貿易管理令 : 該当する(キャッチオール規制対象品)

消防法 : 該当しない

PRTR法 : 該当しない

16. その他の情報

参考文献 : 労働省 作業環境評価基準(平成7年3月27日 告示第26号)
許容濃度等の勧告 日本産業衛生学会(2001)
Threshold limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices ACGIH(2001)
東邦医学会雑誌、23 巻 5・6 号(1976)
化学防災指針集成、日本化学会編(1996)
IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISKS TO HUMANS1(2003)
TERATOGENESIS, CARCINOGENESIS & MUTAGENESIS, VOL.9(1989)
化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)
化学工業日報社

当安全データシートは、令和4年6月14日現時点で入手でき得た知識、情報に基づいており、取扱い、使用、保管、輸送、廃棄などについての安全に関する情報を提供する目的で作成されたものであり、記載のデータや評価に関して、いかなる保障をなすものではありません。
それぞれの用途や用法に適した安全対策を、自己の責任で実施の上お取扱いください。